

## 石綿含有産業廃棄物（汚泥）の許可上の取り扱いについて

大気汚染防止法の改正（令和3年4月1日施行）及び石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂（令和3年3月）に伴う石綿含有産業廃棄物（汚泥）の許可上の取り扱いについて本市では、次のとおり対応します。

- 1 令和4年2月1日から、「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」（以下、「石綿含有汚泥」という。）についても申請書の記載対象とし、許可証に明記することとします。
- 2 許可品目の記載方法の変更に伴い、令和4年1月31日において、次のいずれにも該当する収集運搬業者は、「石綿含有汚泥」の許可を有するものとします。
  - （1）石綿含有産業廃棄物（品目は問わない）に係る収集運搬の許可を有している。
  - （2）「汚泥」に係る収集運搬の許可を有している。
  - （3）「石綿含有汚泥」の収集運搬を行う意思を有している。

※ 本市許可の処分業者については該当者がいないため本件対象外です。
- 3 2により「石綿含有汚泥」の許可を有するものとされた収集運搬業者の許可証の書き換えは、次のいずれかの時点で行います。
  - （1）令和4年2月1日以降の初回更新許可申請時
  - （2）令和4年2月1日以降で（1）の前に変更許可申請を行う場合は初回変更許可申請時
  - （3）（1）又は（2）の前に事業者から品目書き換えの届出があった時（変更届出書の提出を求めます。）

※ 上記（1）又は（2）において「石綿含有汚泥」の追加記載を行わなかった場合は、（3）に該当しないものとみなし、初回更新又は初回変更許可後に「石綿含有汚泥」の運搬を行う際は、変更許可申請の対象となりますので注意してください。

※ 令和4年1月31日以前に更新申請を提出した場合は、許可年月日が令和4年2月1日以降であっても（1）には該当せず、その次の更新申請時が（1）に該当します。
- 4 積替・保管を行っている収集運搬業者が、2に伴い石綿含有汚泥に係る保管施設を新設する場合は、条例に基づく事前協議等の手続きが必要なため、本市廃棄物指導課許認可班へご相談ください。

### 【問い合わせ先】

廃棄物指導課 許認可班

電話：042-769-8335（直通）